

「つばめ若者会議」facebook ページ活用のルール

【目的】

フェイスブックページ「つばめ若者会議」は、燕市（以下、「本市」といいます。）が運用するもので、「つばめ若者会議事業（以下、「本事業」といいます。）」の推進にあたり、同会議の情報を広く発信するとともに、活発・円滑なコミュニケーションを図るためのツールとして開設します。

【運用について】

<運用管理者>

燕市（担当：企画財政部地域振興課）

<定義>

「参加者」とは、Facebook のアカウント（利用権限の類）登録を済ませ、当ページへの共有申請（いいね！）を行った者としてします。

<発信内容>

本事業の推進に関する情報とします。

<運用方法>

- （１）運用管理者が投稿等を行う時間は、原則として祝祭日及び年末年始を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとします。
- （２）運用管理者は前述の目的や発信内容により、本事業に関する情報の投稿やリンクの設定、及び Facebook の「シェア」の機能を使用した情報拡散を行うものとします。
- （３）参加者は投稿や閲覧、コメント、当ページへのリンク及び Facebook の「シェア」の機能を使用した情報拡散を行うことができます。
- （４）前述の目的や発信内容により、運用管理者は、参加者から寄せられたコメントに対しての回答や「いいね！」は原則として行いません。
- （５）市の施策や事務事業等に関するご意見・ご要望などについては、本市ホームページ内の「燕市へのお問い合わせ」等をご利用ください。

【個人情報の取り扱いについて】

当ページにおいて本市が掲載する情報については、燕市個人情報保護条例（平成 18 年 3 月 20 日条例第 12 号）に基づき、個人情報の漏洩がないよう適切に対処します。

また、個人情報を収集する際は目的を明示し、利用目的の範囲内のみ利用します。

個人情報とは、特定の個人を識別できるもの（氏名、住所、年齢など）をいいます。

【注意事項】

<禁止事項>

以下の事項に該当する投稿やコメントについては、予告なく削除させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- （１）法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
- （２）公の秩序または善良の風俗に反する内容
- （３）特定の個人・団体等を誹謗中傷する内容

- (4) 政治または宗教活動を目的とする内容
- (5) 人種・思想・信条等の差別または差別を助長させる内容
- (6) 本事業に無関係の広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とする内容
- (7) 虚偽や事実と異なる内容、噂や噂を助長させる内容及び他者の不安を煽るような内容
- (8) わいせつな表現などを含む内容
- (9) 本人の許諾無く個人情報を特定・開示・漏洩するなどのプライバシーを侵害する内容
- (10) 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害する内容
- (11) その他、本市が不適切と判断した情報

<知的財産権>

原則として、当ページに掲載している個々の情報（テキスト・画像等）に関する知的財産権は本市または原作者に帰属します。私的使用のための複製や引用など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

<免責事項>

- (1) 本市は、参加者が当ページに掲載した情報の正確性、完全性、有用性等を保証するものではありません。
- (2) 本市は、参加者が当ページの掲載情報を利用または信用したことにより、参加者または第三者が被った損害について、いかなる場合でも一切の責任を負いません。
- (3) 本市は、参加者間もしくは参加者と第三者間のトラブルにより、参加者または第三者に生じたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。
- (4) 上記の他、本市は当ページに関連する事項に生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 本市は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しまたは運用を中止する場合があります。

*** このルールは平成 25 年 3 月 8 日から適用します。**